平成２８年（フ）第６１号
島根県出雲市大島町154番地
債務者　今岡マスヱ
1　決定年月日時　平成28年10月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月30日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２８年（フ）第９６４号
さいたま市岩槻区南平野２丁目８番地１　ガーランド清賀103、破産申立時の住所さいたま市岩槻区東岩槻３丁目１番地27　ベルクウッド201
債務者　藤實　潔人
1　決定年月日時　平成28年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第９６５号
さいたま市岩槻区南平野２丁目８番地１　ガーランド清賀103、破産申立時の住所さいたま市岩槻区東岩槻３丁目１番地27　ベルクウッド201
債務者　藤實　光子
1　決定年月日時　平成28年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１０１２号
埼玉県戸田市大字新曽327番地の１　ハイツ中嶋203号室
債務者　船越　一彦
1　決定年月日時　平成28年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１０１８号
さいたま市西区大字佐知川57番地３　フローラルヴィレッジ102
債務者　大森　　隆
1　決定年月日時　平成28年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１１０２号
埼玉県上尾市浅間台４丁目11番地28
債務者　佐々木末子（旧姓内田）
1　決定年月日時　平成28年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１１７３号
さいたま市緑区東浦和３丁目12番地３　コーポサンライト102
債務者　吉田　和幸
1　決定年月日時　平成28年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１２１３号
さいたま市大宮区下町２丁目56番地
債務者　柴　　直広
1　決定年月日時　平成28年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第５０６号
埼玉県春日部市大場687番地
債務者　椎名日出男
1　決定年月日時　平成28年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月１日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第４８３号
埼玉県富士見市関沢３丁目11番40号　フルーヴ'92　105、前住所埼玉県富士見市大字水子4505番地１　第２山田ハイツ505
債務者　長田　律子
1　決定年月日時　平成28年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月１日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第４８４号
埼玉県富士見市関沢３丁目11番40号　フルーヴ'92　105、前住所埼玉県富士見市大字水子4505番地１　第２山田ハイツ505
債務者　長田　教子
1　決定年月日時　平成28年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月１日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第５１２号
埼玉県富士見市鶴瀬東１－８－５－308、住民票上の住所埼玉県朝霞市三原１丁目12番22号
債務者　塚本　香織（旧姓澤海）
1　決定年月日時　平成28年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月１日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第２７０号
埼玉県羽生市東８丁目18番地４　プロムナード・ティアラ101
債務者　國安　浩子
1　決定年月日時　平成28年10月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月１日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第２９４号
静岡県沼津市原551番地の１　コーポミオ201号
債務者　照屋　勝三
1　決定年月日時　平成28年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月１日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第１５６１号
札幌市手稲区新発寒５条１丁目６番20号　プラネット201号
債務者　観堂　　誠
1　決定年月日時　平成28年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１６０５号
札幌市清田区清田２条２丁目１番32号　プチマイパーク202号
債務者　外崎　智也
1　決定年月日時　平成28年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１６３１号
札幌市東区北10条東８丁目１番９－520号
債務者　渡辺　和恵
1　決定年月日時　平成28年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部